



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

輸入食品の安全性確保と 輸入時の留意点について

横浜検疫所 食品監視課
令和2年3月5日



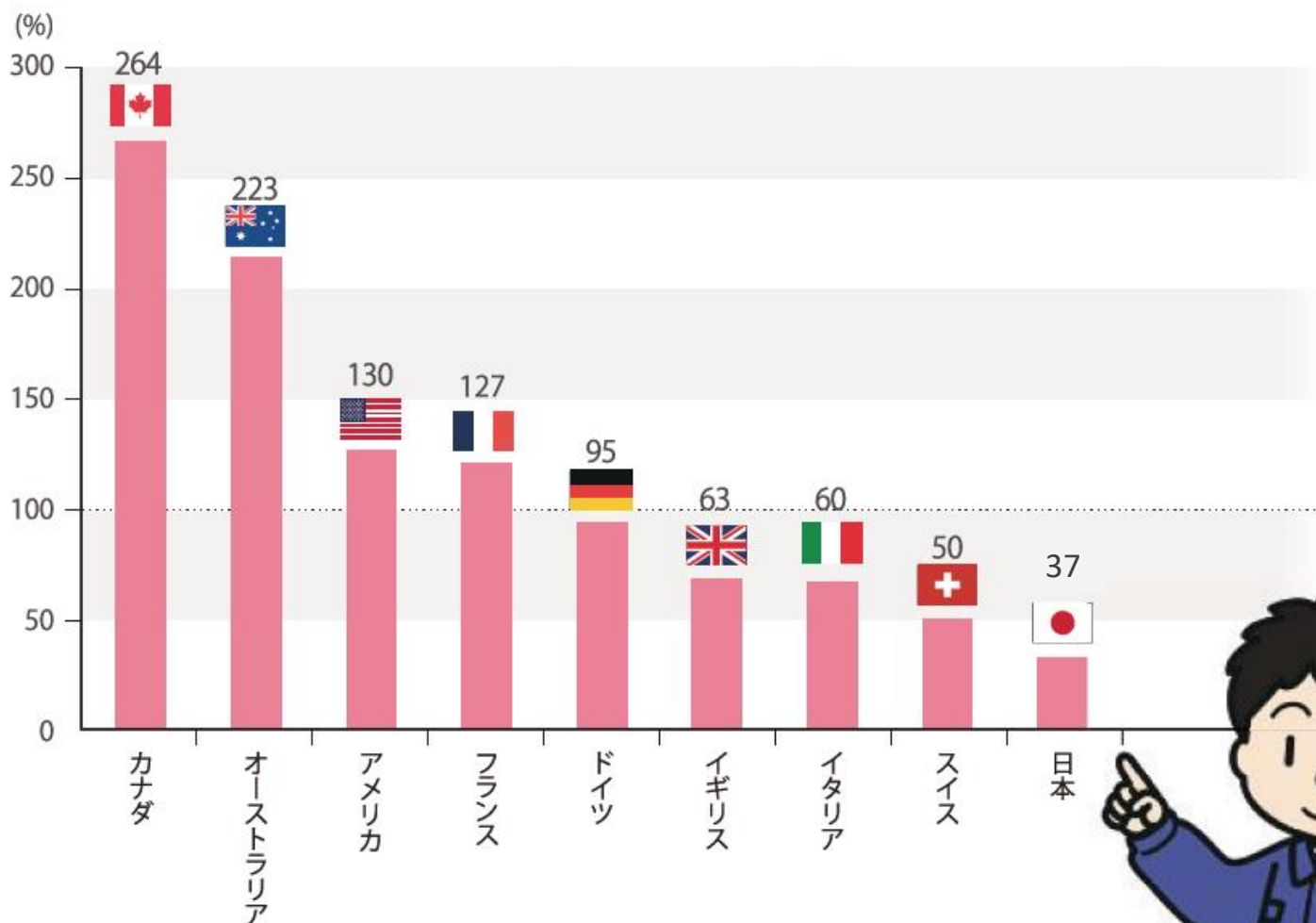
目次

1. 輸入食品の現状と監視体制
2. 届出制度について
3. 食品衛生法違反事例



1. 輸入食品の現状と監視体制

諸外国の食料自給率（カロリーベース）



※日本は2018年度、その他は2013年の値

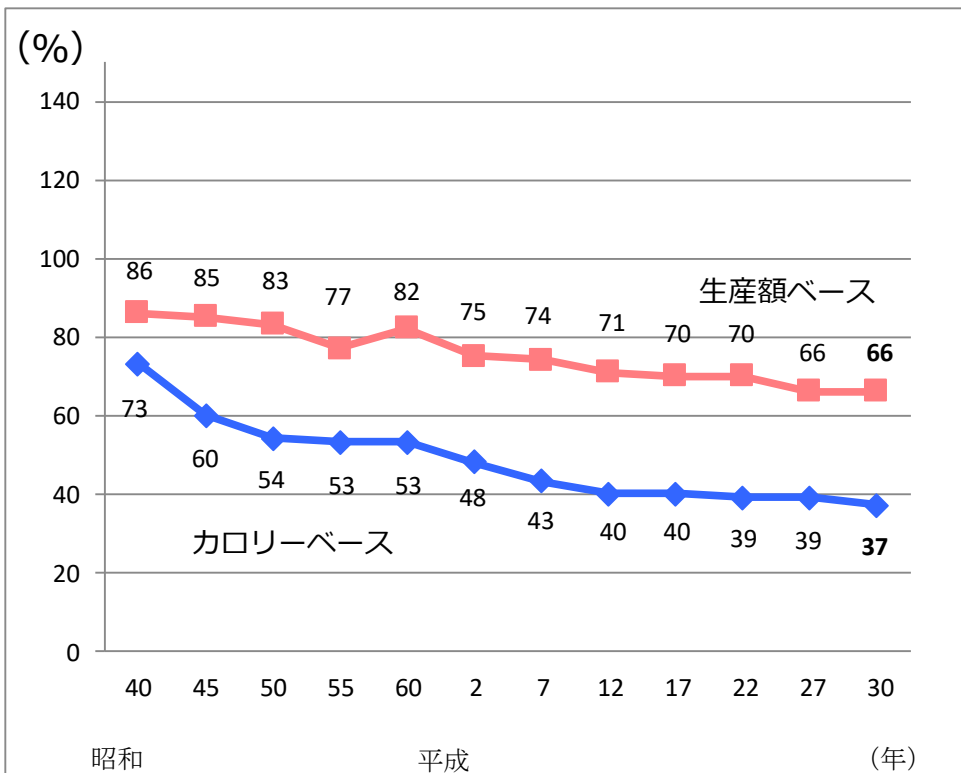
資料：農林水産省「食料需給表」、FAO“Food Balance Sheets”等を基に農林水産省で試算



日本は食料の多くを海外に依存

日本の総合食料自給率の推移

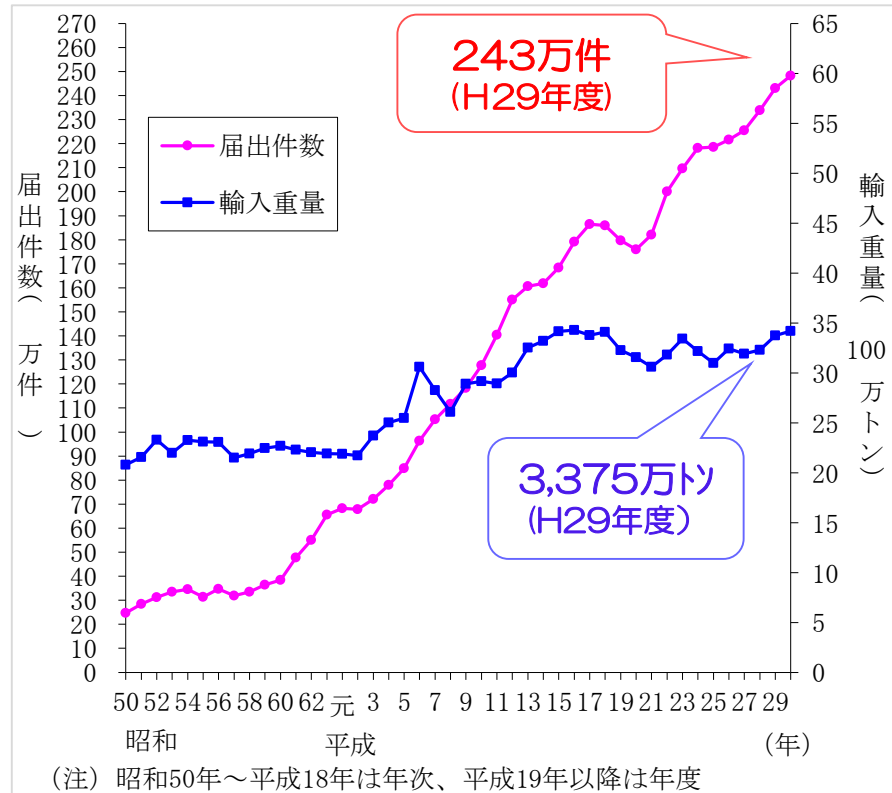
近年、食料自給率は一定範囲内で推移しているが、「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月閣議決定）では、平成37（2025）年度を目標年度として、カロリーベースで45%、生産額ベースで73%まで食料自給率の向上を図ることとされている。



(資料出所) 農林水産省「食料需給表」(平成30年度)

輸入食品件数・重量

輸入食品のうち、届出件数は概ね増加傾向にある一方、輸入重量については、近年横ばい。

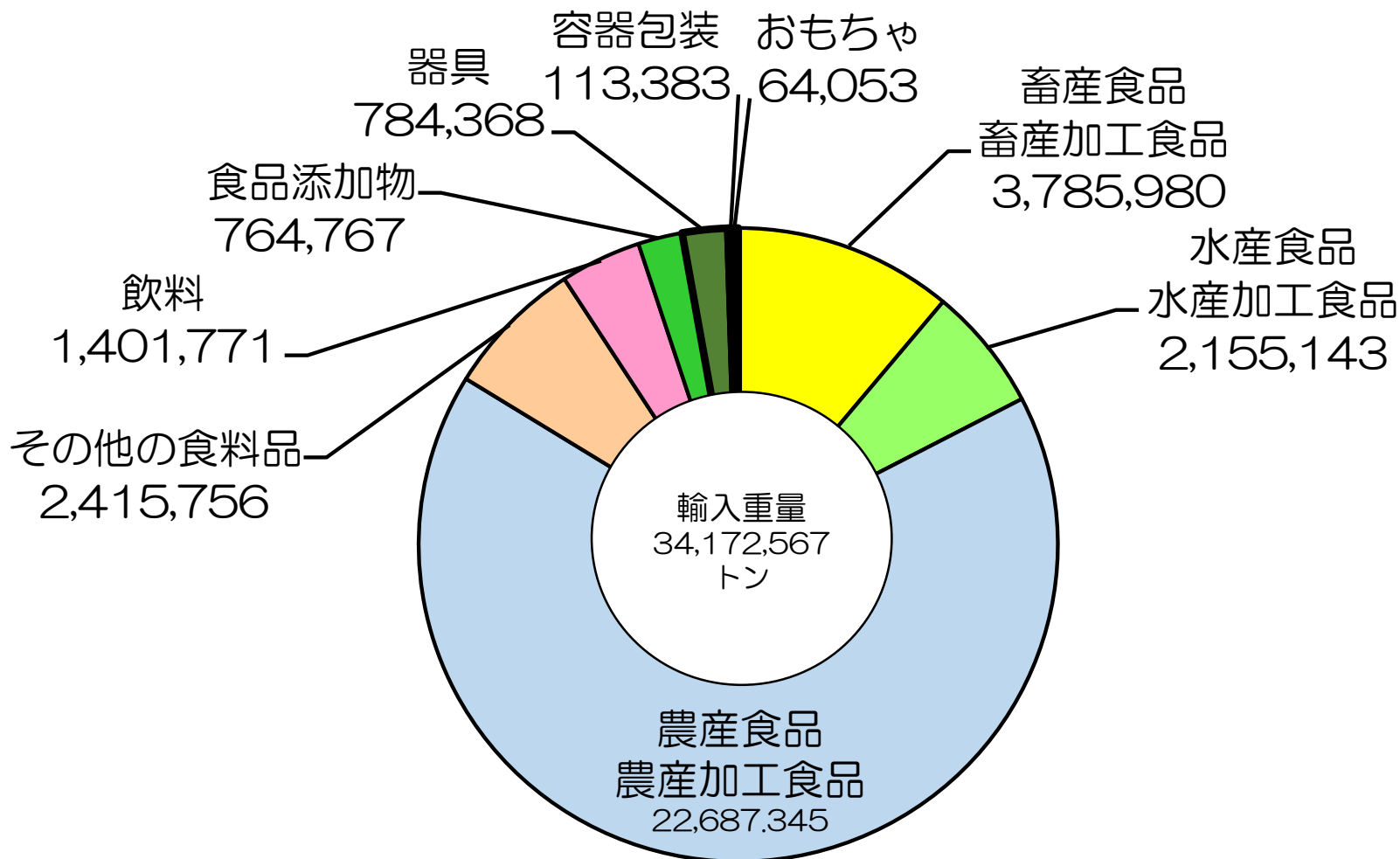


(注) 昭和50年～平成18年は年次、平成19年以降は年度

(資料出所) 厚生労働省「輸入食品監視統計」(平成30年度)

食品等の輸入の状況（平成30年度）

※輸入重量ベース



輸出国

日本（保税地域）

穀類
豆類
野菜
果実

食肉
食肉製品
乳製品

その他の食品
食品添加物
器具・容器包装
乳幼児対象のおもちゃ

農林水産省
植物防疫所

植物防疫法

農林水産省
動物検疫所

家畜伝染病予防法

厚生労働省 検疫所（食品衛生法）

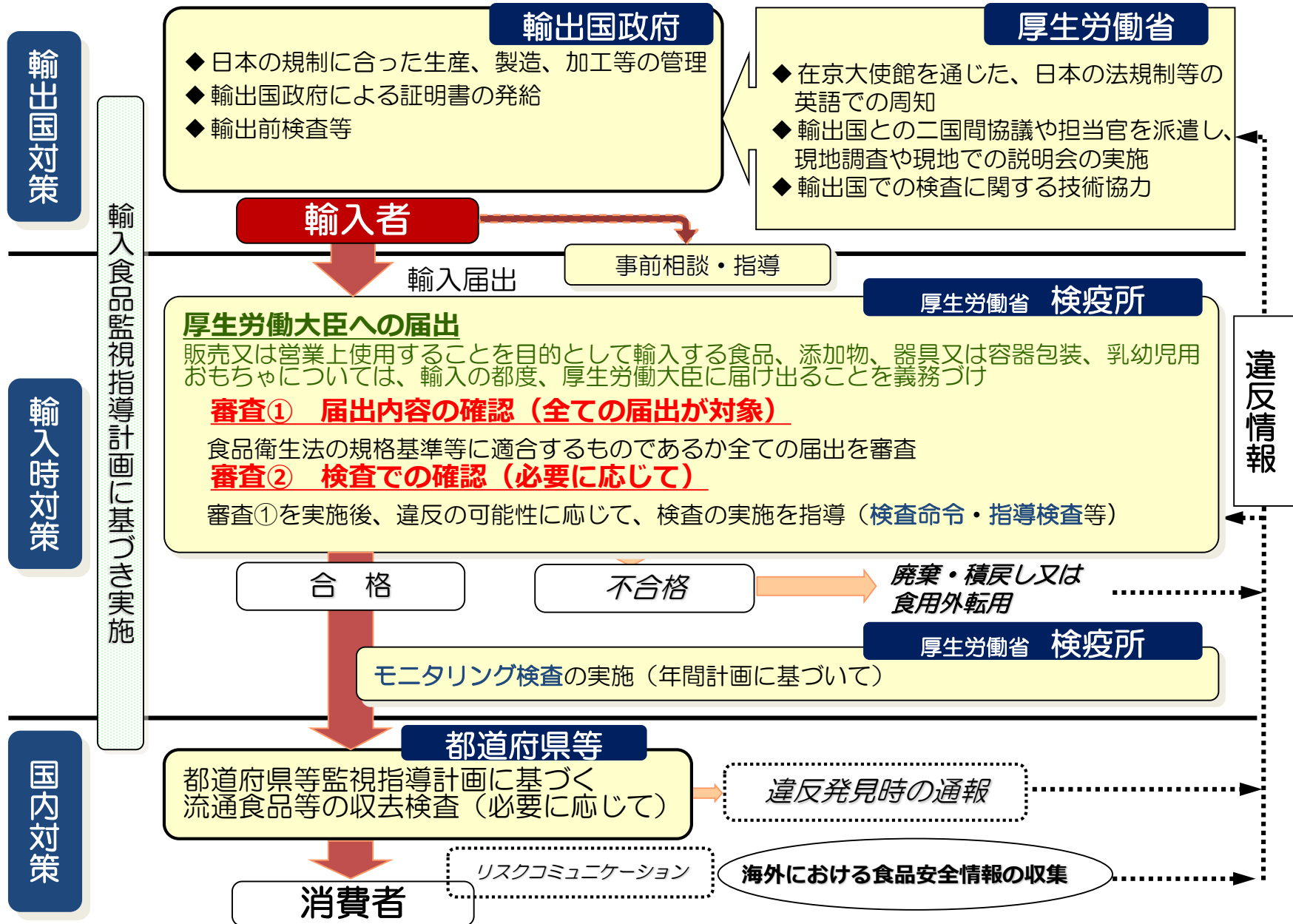
財務省 税関（関税法等）

外国 貨物

国内 貨物

市場流通

厚生労働省における監視体制の概要

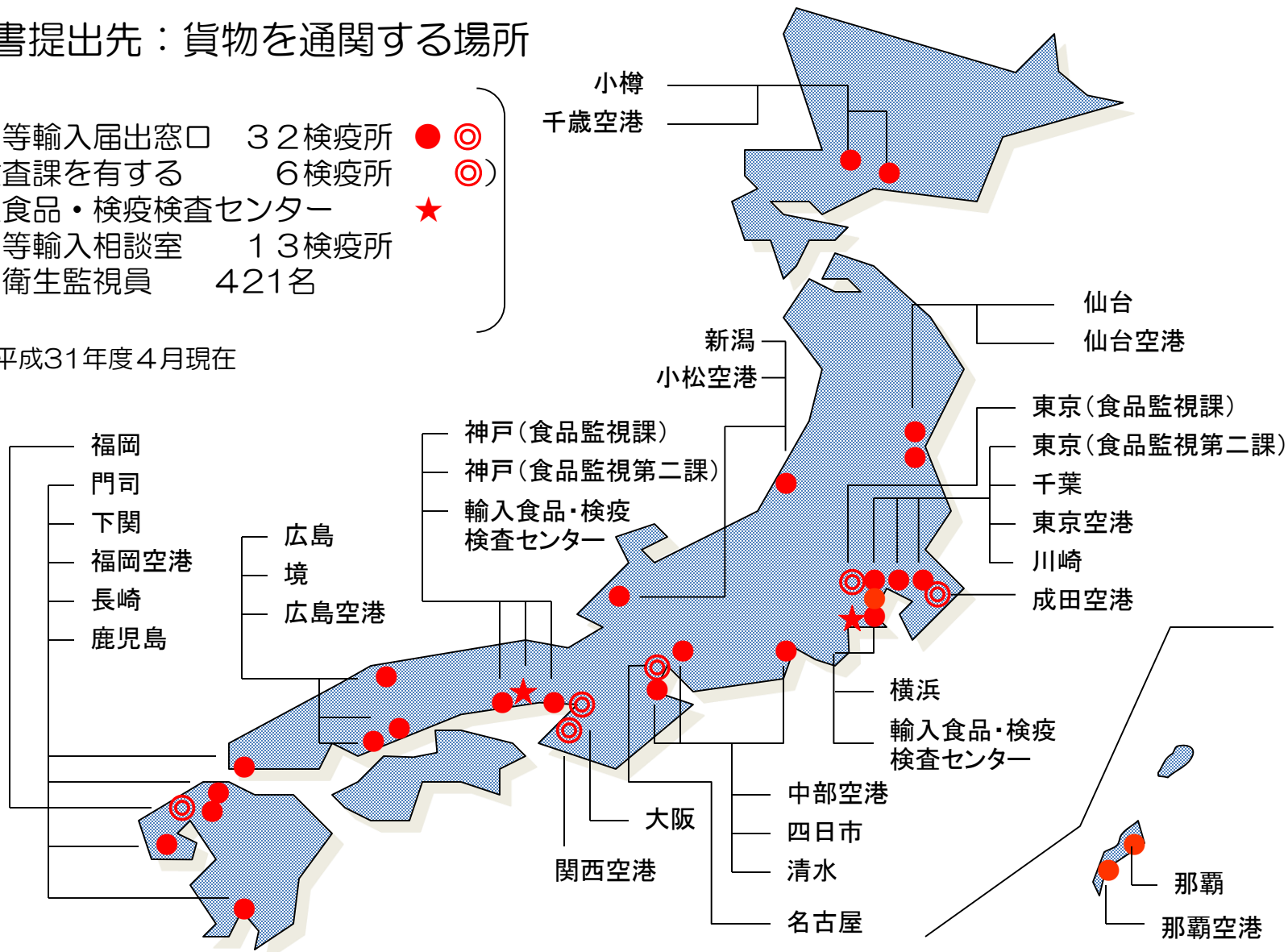


食品等輸入届出窓口配置状況

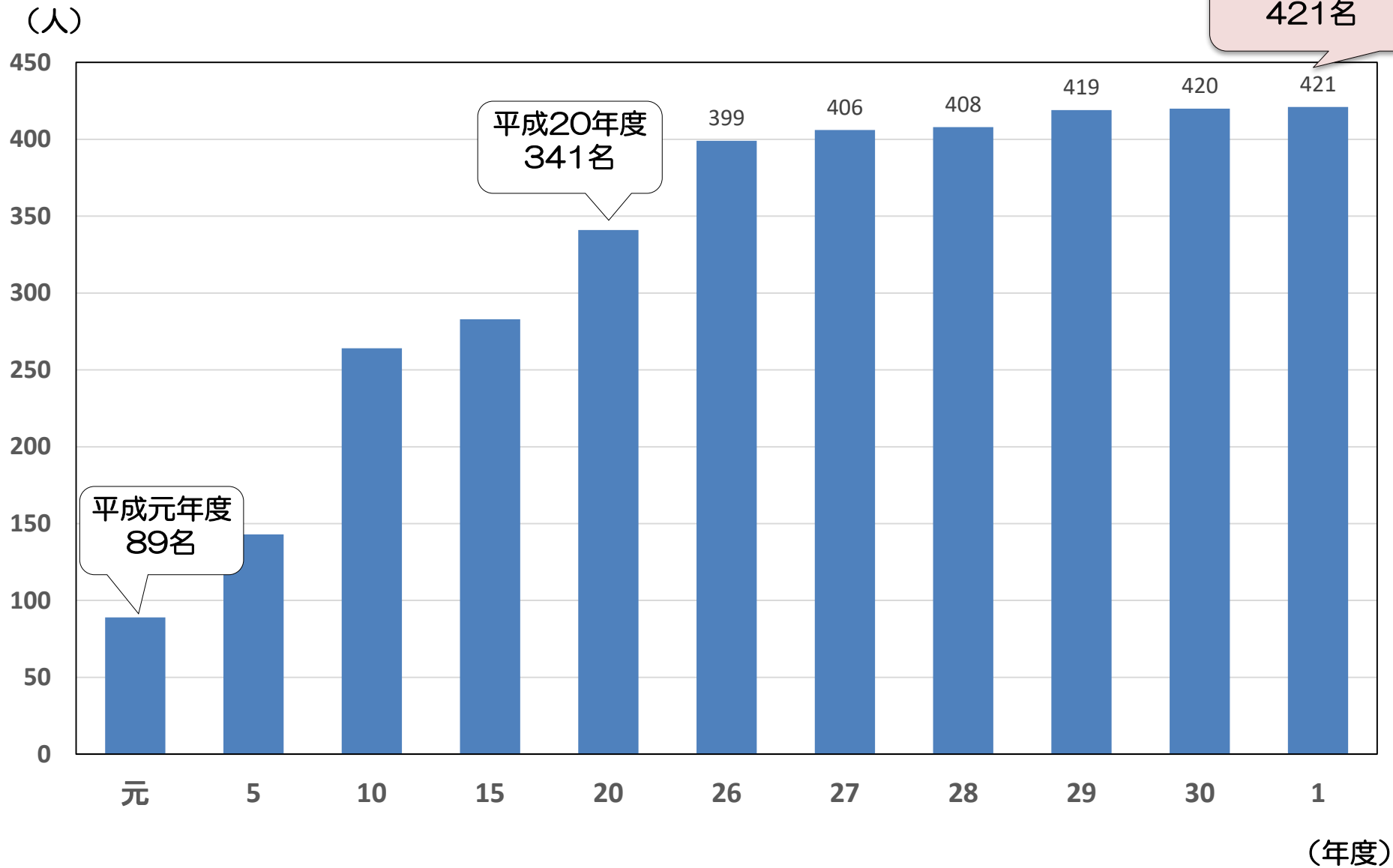
届出書提出先：貨物を通関する場所

食品等輸入届出窓口	32 検疫所	● ◎
(検査課を有する)	6 検疫所	◎
輸入食品・検疫検査センター		★
食品等輸入相談室	13 検疫所	
食品衛生監視員	421名	

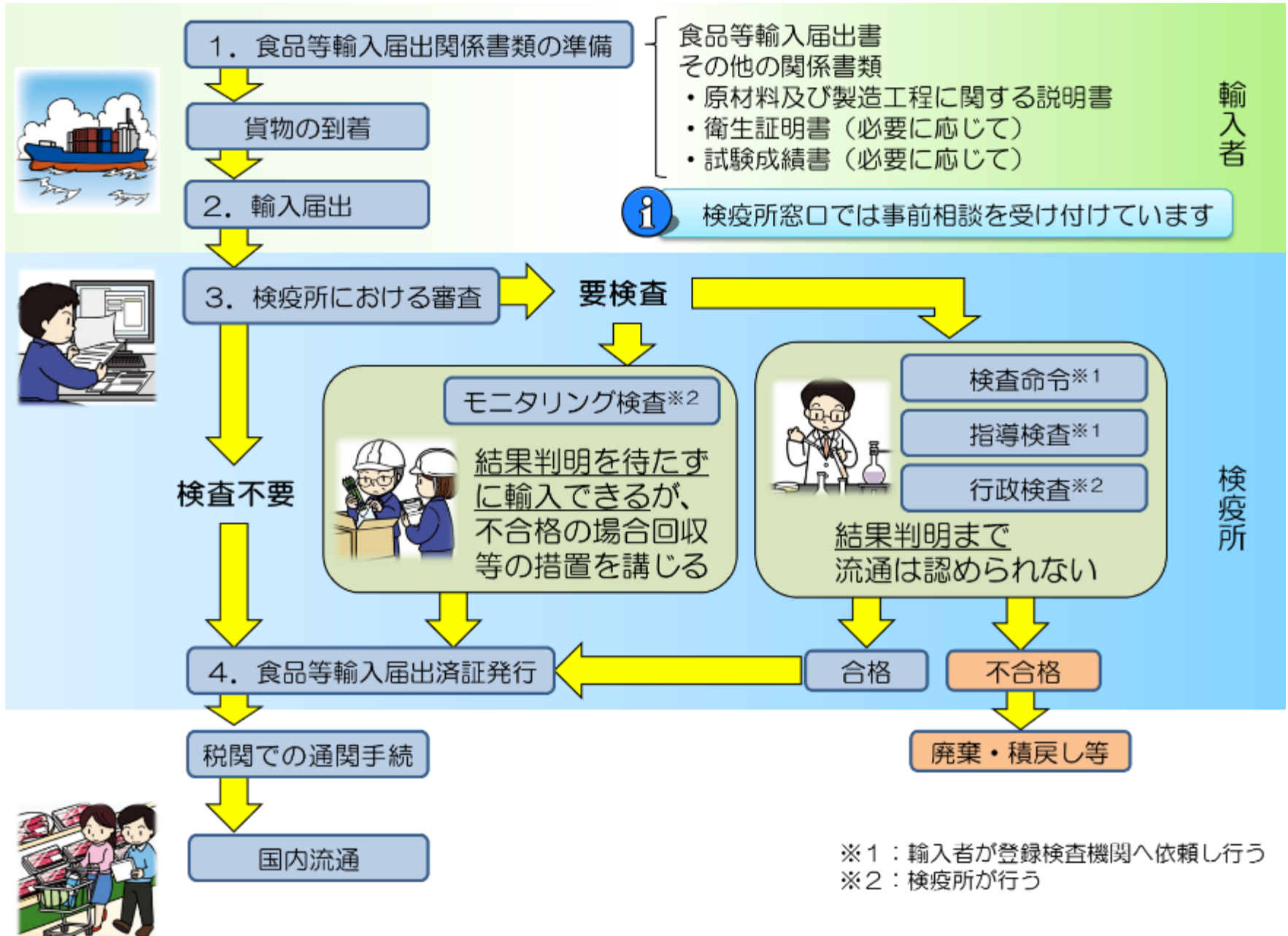
※平成31年度4月現在



検疫所の食品衛生監視員年度推移



輸入手続の流れ





2. 届出制度について

輸入食品の安全製確保に関する法規制と 食品等事業者の責務①

食品衛生法（昭和22年法律第233号）

❖ 第3条 食品等事業者の責務

食品等事業者は、その・・・、輸入し、・・・
又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器
包装について、自らの責任においてそれらの安全
性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に
係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の
安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その
他の必要な措置を講ずるよう努めなければならな
い。

輸入食品の安全製確保に関する法規制と 食品等事業者の責務②

食品安全基本法（平成15年法律第48号）

❖ 第4条 食品供給行程における適切な措置

食品の安全確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない。

❖ 第8条 食品関連事業者の責務

食品の・・・、輸入、・・・を行う事業者は
基本的理念にのっとり、自らが食品の安全確保について第一義的責任を有していることを認識して、
食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講じる責務を有する。

食品等の輸入の届出①

食品衛生法第27条

食品等を輸入しようとする者は輸入の都度、厚生労働大臣に届出なければならない

届出対象品目

- ❖ 食品
- ❖ 食品添加物
- ❖ 器具・容器包装
- ❖ 乳幼児を対象とするおもちゃ（第62条準用規定）

輸入目的

- ❖ 販売用
（不特定又は多数の者への授受を含む）
- ❖ 営業上使用するもの

食品等の輸入の届出②

食品衛生法第27条

食品等を輸入しようとする者は輸入の都度、厚生労働大臣に届出なければならない

届出事項

- ❖ 輸入者の氏名、住所
 - ❖ 食品等の品名、数量、重量、包装の種類、用途
 - ❖ 食品に使用されている添加物の品名
 - ❖ 加工食品の原材料、製造又は加工方法
 - ❖ 遺伝子組換え又は分別流通生産管理の有無
 - ❖ 添加物製剤の成分
 - ❖ 器具・容器包装又はおもちゃの材質
 - ❖ 貨物の製造者・製造所の氏名及び住所
 - ❖ 貨物の事故の有無
- など

検疫所での届出審査

検疫所においては、提出された食品等輸入届出書の内容から、輸入される食品等が食品衛生法に基づく規格基準等に適合するものであるか、食品衛生監視員が、全ての届出について審査を行います。

届出内容の確認（全ての届出が対象）

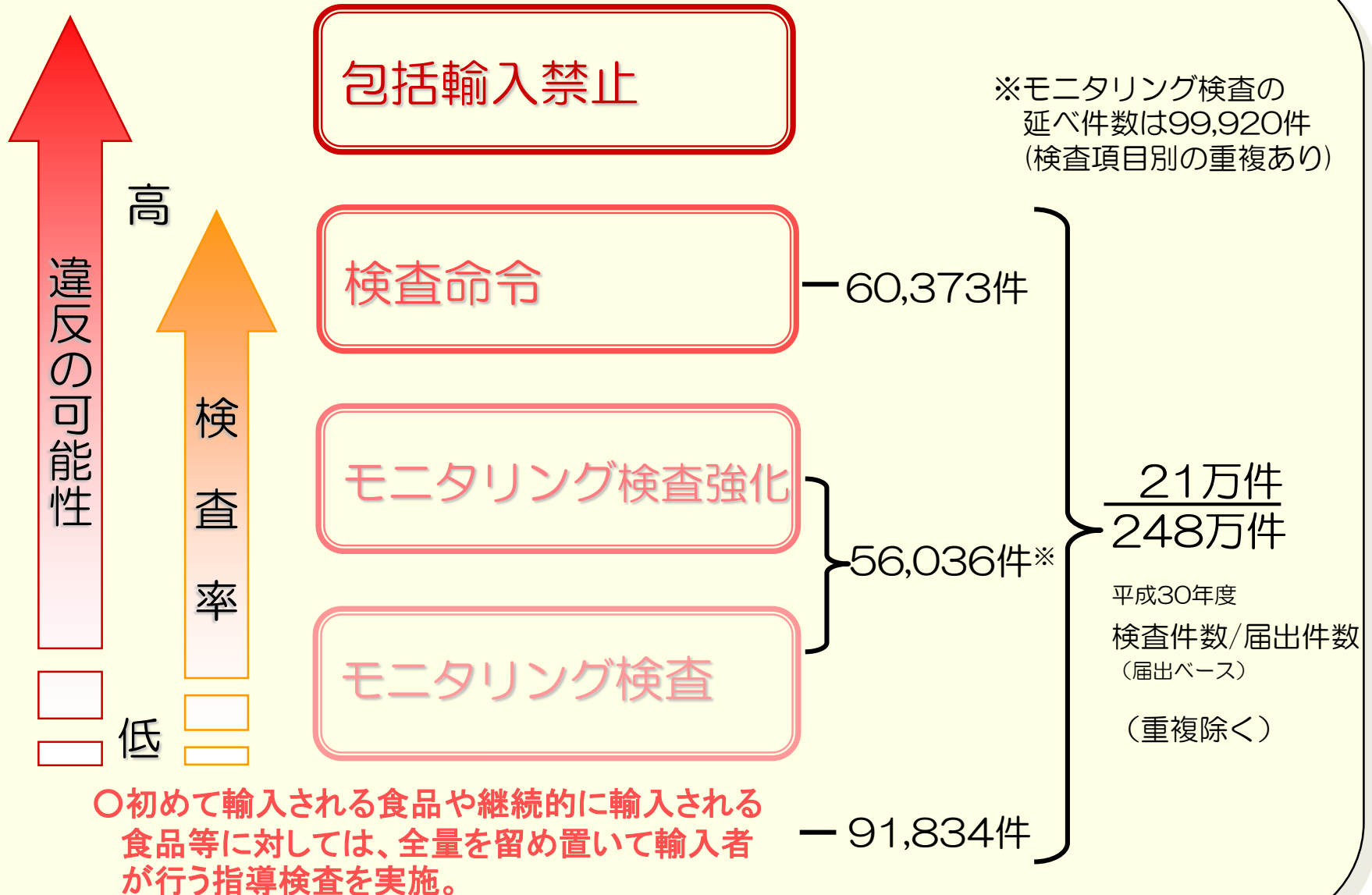
審査は、食品等輸入届出書に記載されている輸出国、輸入品目、製造者・製造所、原材料、製造方法、添加物の使用の有無等をもとに行われます。

【確認事項例】

- 食品として安全性に問題のない原材料を使用しているか
- 有毒有害物質が含まれるもの又はそのおそれがないか
- 使用できる添加物か、添加物の使用は適切であるか
- 食品衛生法に適合した製造方法であるか
- 検査強化対象品ではないか
（検査命令、100%自主検査、モニタリング強化、通知等）
- 過去に衛生上の問題があった製造者/所ではないか
- 輸出国での回収対象製品ではないか
- 必要な書類（輸出国の衛生証明書等）の添付があるか
- 規格基準への適合の結果（登録検査機関又は外国公的検査機関の試験成績書等）
- 薬機法に抵触していないか



輸入時の検査体制の概要



厚生労働大臣による検査命令

検査命令

健康被害の発生

健康被害発生の恐れ

腸管出血性大腸菌O157、アフラトキシン等
(同一の生産国又は製造者並びに加工者からの同一の輸入食品を対象)

違反

直ちに検査命令

残留農薬
動物用医薬品

違反

モニタリング検査
頻度アップ
100%自主検査
(違反製造者等)

違反

違反の可能性が高い
と判断される場合
検査命令

検査命令解除

輸出国の再発防止策の確立等違反食品が輸出
されることのないことが確認された場合等

国別検査命令対象品目（令和2年1月現在抜粋）

対象国・地域	対象食品例	検査項目例	条件等
全輸出国 (17品目)	フグ	魚種鑑別	現場検査の結果、異種フグが発見されたものに限る。
	すじこ	亜硝酸根	
	キャッサバ及びその加工品 (でんぷんを除く。)	シアン化合物	
	落花生及びその加工品(落花生を 10%以上含有するものに限る。)	総アフラトキシン	
中国 (17品目)	あさり及びその加工品	プロメトリン	
	二枚貝及びその加工品(貝柱のみの ホタテガイを除く。)	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	淡水産であることを示す中国政府の 証明書が添付されたものを除く。
	にんにくの茎及びその加工品	プロシミドン	
	たまねぎ及びその加工品	チアメトキサム	
韓国 (13品目)	養殖ひらめ及びその加工品	クドア・セプテンpunkタータ	別途指示する養殖業者が出荷した 活又は生鮮のものに限る。
	ミニトマト及びその加工品	フルキンコナゾール	別途指示する輸出者から輸出された 生鮮ミニトマトを除く。
タイ (10品目)	ドリアン及びその加工品	プロシミドン	
	バナナ及びその加工品	シペルメトリン	証明書が添付されたものであって、 別途指示する輸出者から輸出された 生鮮バナナを除く。

検査命令品目一覧（別添1）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000201715_00002.html

モニタリング検査の実施

検疫所では、審査に合格した食品の中から、国で定めた年間計画に基づき、**モニタリング検査**を実施します。

多種多様な輸入食品について、食品衛生上の状況について幅広く監視し、必要に応じて輸入時検査を強化する等の対策を講じることを目的としています。

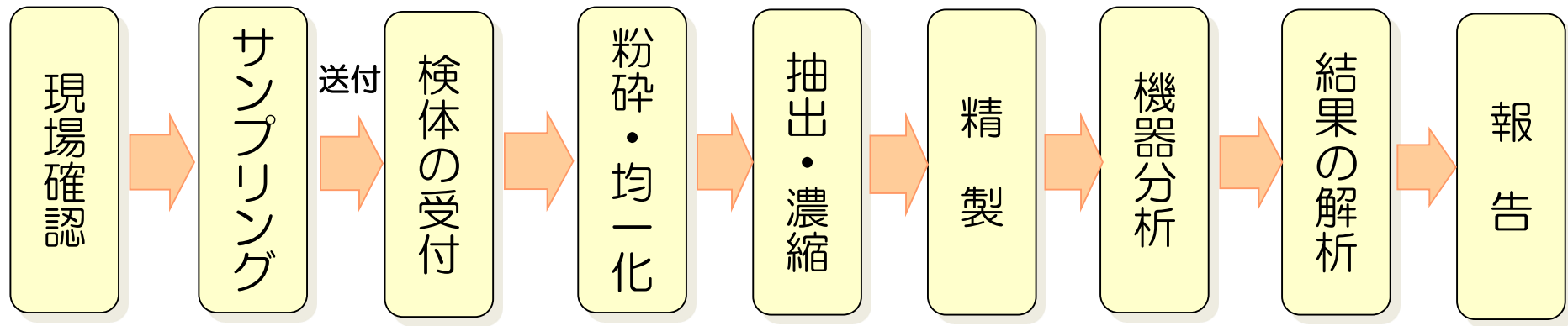
流通する輸入食品の衛生状況の調査が目的のため、検査の対象となった食品は検査結果の判明を待たずに輸入は可能ですが、違反が判明した際には、すみやかに回収等を指導します。



<モニタリング検査の検査項目例>

- ・抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等の抗菌性物質等
- ・有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等の残留農薬
- ・保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤等の添加物
- ・腸管出血性大腸菌、リステリア菌、腸炎ビブリオ等の病原微生物
- ・成分規格で定められている大腸菌群等、貝毒等の成分規格
- ・アフラトキシン、デオキシニバレノール、パツリン等のカビ毒
- ・安全性未審査の遺伝子組換え食品の使用の有無
- ・認められていない放射線照射の有無

モニタリング検査の流れ（残留農薬の場合）



全国32検疫所

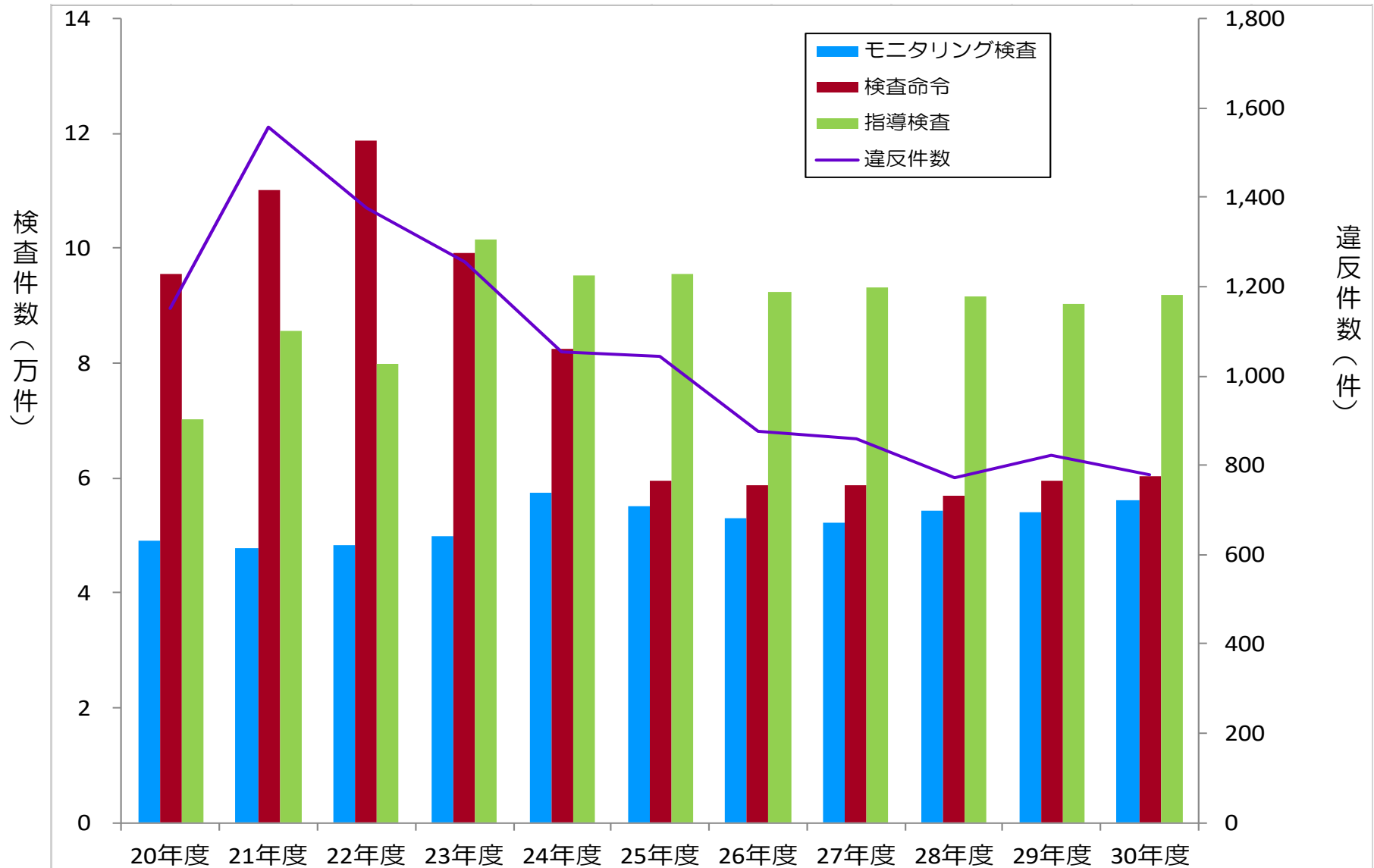
検査センター（横浜・神戸）





3. 食品衛生法違反事例

輸入時の検査・違反件数の推移



主な食品衛生法違反内容（平成30年度）

違反条文		違反件数	構成比 (%)	主な違反内容
6	販売等を禁止される食品 及び添加物	229（延数） 229（実数）	28.2	アーモンド、乾燥いちじく、乾燥なつめやし、香辛料、ごまの種子、チアシード、とうもろこし、ハトムギ、ピスタチオナッツ、ひまわりの種子、ブラジルナッツ、落花生等のアフラトキシンの付着、亜麻の種子、キャッサバ等からのシアン化合物の検出、有毒魚類の混入、生食用まぐろからのサルモネラ属菌の検出、ブランドー等からのメタノールの検出、米、小麦、大豆等の輸送時における事故による腐敗・変敗（異臭・カビの発生）
9	病肉等の販売等の禁止	4（延数） 4（実数）	0.5	衛生証明書の不添付
10	添加物等の販売等の制限	32（延数） 30（実数）	3.9	指定外添加物(TBHQ、アズールブルー-VX、アゾルビン、アミド化ペクチン、カルミン、キノリンイエロー、サイクラミン酸、パテントブルー-V、ホウ酸)の使用
11	食品又は添加物の基準及び規格	505（延数） 480（実数）	62.1	農産物及びその加工品の成分規格違反（農薬の残留基準超過）、畜水産物及びその加工品の成分規格違反（動物用医薬品の残留基準超過、農薬の残留基準超過等）、その他加工食品の成分規格違反（大腸菌群陽性等）、添加物の使用基準違反（ソルビン酸、二酸化硫黄、ポリソルベート等）、添加物の成分規格違反、放射性物質の基準超過、安全性未審査遺伝子組換え食品の検出
18	器具又は容器包装の基準及び規格	42（延数） 36（実数）	5.2	材質別規格違反
62	おもちゃ等についての準用規定	1（延数） 1（実数）	0.1	おもちゃの規格違反
計		813（延数） 780（実数）		

違反が判明した場合の措置

食品衛生法違反が判明した場合、輸入者に対し、**廃棄**、**積戻し**又は**食用外用途への転用**や迅速な回収を指示をするとともに、措置状況について報告を求めます。また、違反の食品が継続して輸入されないよう、原因の究明と再発防止策を講じるよう指導します。

❖違反が判明した場合の輸入者の対応



違反が判明した場合の対応

- ❖ 輸入者に対し、廃棄、積戻し又は食用外用途への転用を指示（国内流通する場合には、関係の都道府県等と連携し、回収等の措置を講じる）
- ❖ 都道府県等の監視により違反輸入食品が発見された場合、当該情報に基づき輸入時検査を強化
- ❖ 違反のあった輸入者に対する措置
 - ◆ 違反原因の調査及び報告
 - ◆ 同一製品を再度輸入する場合にあっては、サンプル品の検査等による改善が図られていることの確認
- ❖ 違反を繰り返す輸入者に対する営業の禁停止処分
- ❖ 悪質な事例等の告発
- ❖ 違反事例の公表（ホームページ）

輸入者の営業の禁停止処分

❖ 目的

- ◆ 法違反を繰り返す輸入者等に対し、法違反の原因の改善、再発防止、その他衛生上の必要な措置を講じさせる

❖ 検討開始要件

- ◆ すべての輸入者を対象に、四半期毎に検査実績を調査し、**法違反確定時における直近60件の検査の違反率が5%以上であった場合**、処分の適用を検討する
- ◆ 処分適用の前段として、該当する輸入者に対して、**食品等を輸入する際の安全管理を見直し、再発防止対策を講じるよう指導**するとともに、期限を設けて文書報告を求める
- ◆ 上記指導後においても法違反の状況に改善が見られない場合は、**法第55条第2項に基づく営業の禁停止処分**を講じる

(指導実績)

平成27年度：28社、平成28年度：17社、

平成29年度：13社、平成30年度：12社



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

ご清聴ありがとうございました

